障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件（案）に関する意見募集の結果について

令和８年 11 月 10 日
厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁
支援局障害児支援課

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件（案）について、令和８年８月 26 日（水）から同年９月 24 日（木）まで御意見を募集したところ、10 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政及びこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省及びこども家庭庁の考え方
1	医療的ケア児支援地域協議会や医療的ケア児等支援センターのスタッフに、医療的ケア児等の人権問題や社会福祉の専門家を絶対に配置してほしい。医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターも同じように、医療的ケア児等に関して人権問題や社会福祉の専門家を含めてほしい。また、医療的ケア児支援地域協議会	医療的ケア児又は重症心身障害児とその家族に対する支援に当たっては、当事者及びその家族のニーズや意向をしっかりと把握し、取組に反映していくことが重要であると考えています。 医療的ケア児支援協議会の構成員や医療的ケア児等支援センターの職員、医療的ケア児等コーディネーター

	には本人､家族及び現場の支援者の意見を十分に反映することを希望する。	については、地域の実情を踏まえつつ、必要な体制を整備いただくことが重要であると考えています。
２	家族の就労とレスパイト支援を明確な目的にしてほしい。家族支援には、保護者等が仕事を続けることに加え、通院、用事、きょうだいとの時間、休息及び自分の時間を確保することを含めてほしい｡休息はぜいたくではなく､本人の地域生活と家族の健康を長く支えるために必要なものであり､家族の負担が限界に達した場合に限らず、予防的、日常的に利用できる支援として位置付けてほしい。	医療的ケア児等への支援については、家族支援の充実も重要と考えており、国としては、医療的ケア児支援センターの設置等の取組を通じて、相談支援、交流機会の確保等も含め地域における支援体制の整備を図るとともに、医療的ケア児等総合支援事業により、日中の居場所づくりや活動の支援、医療的ケア児等を一時的に預かる環境整備等を総合的に推進していますが、いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
３	在宅、通所、短期入所、宿泊及び緊急受入れを一体的に整備してほしい。訪問型支援、日中の通所、短期入所、夜間・宿泊、保護者等の急病や冠婚葬祭等に対応する緊急受入れについて、地域ごとの必要量、定員、稼働日数、待機人数、利用できなかった件数等を把握し、年度ごとの数値目標を設定してほしい。単に預けられる場所を増やすだけでなく、本人が安心して過ごすことができ、家族も安心して支援を任せられる質を確保してほしい。	障害福祉サービスについては、各自治体が、国の基本指針に基づき、障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「障害福祉計画等」という。）において、サービスごとに必要なサービス量の見込みを定め、計画的に支援体制の整備を進めることとしています。
４	医療的ケア児が 18 歳に達した時又は学校を卒業した時に支援が途切れないよう､児童期の早い段階から個別の移行支援を開始し、医療、障害福祉、教育、就労、住居、移動・交通、災害時支援、行政等の関係機関が連携して、成人福祉サービスへの円滑な移行を支援すべき	医療的ケア児を含む障害児について、一般就労や障害福祉サービス等への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働等の関係者が連携して早期から行うことは重要と考えており、例えば、障害児通所支援においては、関係機関連携加算において、

	だ。また、本人が一般就労、福祉的就労、生活介護、学び､社会参加等から自らに合った活動を選択できる体制を整備するとともに､保護者等の就労継続に必要な支援時間、送迎、医療的ケア、相談及び利用調整を計画に位置付けるべきだ。	就職先となる企業等との連絡調整や相談援助を評価しています。 　また、障害福祉サービスを利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的にかなったサービスが提供されます。ご指摘の事項の、障害福祉計画等への位置付けにつきましては、現行の基本指針との整合性等を踏まえ、適切に検討してまいります。
５	必要な人材と支援の質について、測定可能な目標を定めてほしい。看護職員、福祉職員、相談支援専門員、コーディネーター等の必要人数、欠員、離職・定着状況、研修修了者数、夜間及び緊急時の対応体制を計画に記載してください。生産性向上を単なる人員削減や直接支援時間の削減に利用せず、支援の質、職員の負担、利用者及び家族の評価がどのように変化したかを検証してほしい。	人材確保・生産性向上については、令和８年の社会福祉法等改正及び今般の基本指針の改正により、自治体が策定する障害福祉計画等において、障害福祉人材の確保・定着、生産性向上のための成果目標を立てることを定めており、自治体の取組が進むよう引き続き支援に努めてまいります。
６	災害や停電時にも医療的ケア及び必要な支援を継続できるよう、個別避難計画については、作成件数だけでなく、非常用電源、人工呼吸器等の充電、酸素・吸引、医療材料・薬剤等の備蓄、受入可能な避難先、福祉車両等による移送手段､通信途絶時を含む連絡方法及び事業継続体制を具体的に定め､その実効性を訓練等により確認・評価するべきだ。また、自宅だけでなく、学校、職場、通所先、短期入所先、通院・移動中等に被災する場合も想定するとともに､本人及び家族が避難先や支援内容を事前に確認できる仕組みを整備するべきだ。	医療的ケア児等は、継続的な医療的ケアを必要とするため、災害時において特に配慮を要することから、円滑な避難等に対応できるよう、市町村が主体となって作成する個別避難計画について、関係機関との連携の下、避難方法等の災害時の対処法を具体的に定めておくことが重要であると考えています。 　今後、医療的ケア児等支援センターの災害対応の実態や課題を把握し、関係省庁と連携しながら、個別避難計画の作成の協力における関わり方や関係機関との連携の在り方等について整理したいと考えています。

7	「当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上」の具体的な指標について、利用者目線の指標や人材確保の成果指標、政策効果を客観的に検証する仕組みに繋がる指標（※）を加えるべきではないか。 ※　利用拒否、待機期間、支援時間の短縮、事故、虐待、身体拘束、苦情、本人の満足度や選択可能性、支援継続率、意思決定支援、担当者の継続性、支援中断、利用拒否、職員定着率、採用・求人の充足状況、必要な職員数の確保状況、職員の負担軽減など。	いただいたご意見も含め、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に資するよう、引き続き検討してまいります。
8	改正法は、成人後の切れ目ない医療・福祉、レスパイト、就労・通勤、住居、生涯学習、ピアサポートまで対象にしている。一方、基本指針の成果目標は、協議会・センター・コーディネーターを「設置したか」が中心である。そこで、18 歳到達時の引継ぎ成功率、支援中断件数、相談から支援開始までの日数、利用可能な短期入所・生活介護・共同生活援助等の量を評価すべきである。保健・医療・障害福祉・教育・就労・住宅の間で本人や家族を回すのではなく、一人の担当者が引継ぎ完了まで責任を持つ仕組みを計画事項とすべきである。 また、附帯決議において「一　医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援施策の充実、医療的ケア児等支援センターの機能の強化並びに医療的ケア児等支援地域協議会の設置について、必要な支援を行うこと。」とあるが、支援内容が抽象的なため、	国としては、改正法において支援対象が 18 歳以上に拡大された趣旨も踏まえ、改正法施行後に新たに位置付けられる医療的ケア児等支援協議会や医療的ケア児等支援センターが、より実効性のあるものとなるよう、ガイドラインの策定等を通じて、支援してまいります。 医療的ケア児支援法の改正を踏まえ、医療的ケア児等及び重症心身障害児並びにそれらの家族の支援の体制の整備を図るため、医療的ケア児等支援地域協議会の設置、関係者の相互連携、医療的ケア児等コーディネーターによる地域における課題整理等を基本指針に盛り込みました。

	追って具体案も検討のうえ、指針に加えていただきたい。	
９	生産性向上の協議会には、支援量の多い人、精神障害者、意思表明に支援を要する人を含む当事者、また、家族、現場職員、小規模事業者が参加できるよう求める。	生産性向上の協議会については、令和８年６月に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律による改正後の障害者総合支援法第 89 条の４に規定する促進協議会にあたるものです。 同条にはこの協議会における構成員を記載しておりますが、ご記載いただいた方々については、その中の「その他の関係機関」に含まれるものとなります。
10	18 歳以降における放課後や休日の「日中活動・居場所」の劇的な減少を防ぐため、各自治体の障害福祉計画において、放課後等デイサービス終了後の受け皿（日中一時支援等の余暇・レスパイト支援）の整備目標値の設定を具体的に義務付けるべきである。 また、単なる関係機関の抽象的な連携目標だけでなく、成人後の夕方や休日の居場所、および家族のレスパイトを担保する具体的な整備計画を自治体に義務付けるべき。	第８期障害福祉計画に係る基本指針は、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な方向性や成果目標等を自治体に示すものであるため、特定のサービスや事業ごとに全国一律の整備目標の設定を求めることは考えておりません。

※上記のほか、３件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。